

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課）

項 目 名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長			
税 目	印紙税			
要 望 の 内 容	<p>【株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会に係る措置】</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第11条第1項・第2項、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第8条第1項第1号・第4項、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第52条の3第3項第4号・第7号）</p> <p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者が存在することをふまえ、引き続き所要の措置を講ずる。</p>			
		平年度の減収見込額	－	百万円
	（制度自体の減収額）	（	－	百万円）
	（改正増減収額）	（	－	百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
			施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
			施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
			基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
			施策大目標 4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること
			施策目標 4-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
			基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること
			施策大目標 3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること
			施策目標 3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
			基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること
			施策大目標 2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
			施策目標 2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
		政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、資金繰りの円滑化を支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者の存在をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	—

有効性	要望の措置の適用見込み	適用対象者は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者である。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人福祉医療機構 令和2年度1次補正予算額：1,250億円 令和2年度2次補正予算額：1兆3,535億円 令和2年度弾力追加：7,930億円 令和3年度当初予算額：1兆4,990億円 令和4年度当初予算額：6,096億円 令和5年度当初予算額：596億円 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本政策金融公庫 令和2年度1次補正予算額：287億円 令和2年度2次補正予算額：185億円 令和2年度3次補正予算額：588億円 ※令和3年度へ666億円繰越。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
	要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p> <p>令和5年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年3月末まで延長された。</p> <p>令和6年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和7年3月末まで延長された。</p>	